

特定地域立地電源の調達方法について

第19回 制度設計・監視専門会合
事務局提出資料

2026年3月30日（月）



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

本日の議論

特定地域立地電源の調達方法について

- 2029年度向けブラックスタート機能公募（以下「BS公募」という。）のうち、中部エリアの一部系統BS公募において、ある1系統で応札がなく、調達未達が発生。
- 過去の契約事業者が応札しなかった理由は、2029年度向けBS公募に応札するためには2028年度にBS機能の改修が必要となるが、将来的に当該系統が（系統対策工事の実施等により）公募対象外となった場合、投資回収の予見性が確保できないことによるもの。
- 本事案に対しては、第14回制度設計・監視専門会合（2025年10月29日）において、BS機能の改修費用全額と当年度分の運用費用を2029年度向けの契約対象として随意契約を行い、2030年度向け以降は公募を継続することと整理された。一方で、**複数の委員から、調整力提供事業者が限定的であることが明らかなケースにおいても、必ず単年度契約を前提とした公募を実施することに関する問題点についても指摘された。**
- 現状、このような**単年度契約では投資回収の予見性が確保できないことを理由とした調達未達の事案**は中部エリア以外では顕在化していないが、**他エリアにおいても同様のリスクは潜在している。**また、BS公募に限らず、電圧調整機能や系統安定対策機能等の特定地域立地電源全体にも関わる問題である。
- このため、今後の特定地域立地電源の調達方法について御議論いただきたい。

中部エリアのブラックスタート機能調達未達への対応

- 中部エリアの2029年度向けブラックスタート（以下、「BS」という。）機能公募のうち、一部系統BS公募において、調達未達が発生※。
- 本件への対応については、第12回本会合（2025年8月）において、対策の必要性（当該系統におけるBS機能の必要性等）や手段の有効性（BS電源を確保する以外の手段）等の観点から、電力広域的運営推進機関（以下、「広域機関」という。）にて検討を実施のうえ、本会合で御議論いただくことと整理した。
- 上記の整理を踏まえ、今月22日に開催された、広域機関「第112回調整力及び需給バランス評価等に関する委員会」において、当該系統におけるBS機能の必要性や手段の有効性について、以下のとおり評価された。
 - 配電切替による全量供給が困難な地域であり、年間を通して作業・事故時の両面での対策が必要（対策の必要性）
 - 一部BS機能調達による対策が最も経済性に優れ、工期面での実現性も高いことから最も合理的な手段（手段の有効性）
- これを踏まえ、中部電力パワーグリッドから、「2029年度向けBS機能の調達方法」及び「2030年度向け以降のBS機能の調達方法」の対応方針について提案があり、その内容について監視等委員会事務局において検討を行ったことから、御議論いただきたい。

※ 調達未達が発生したのは、一部系統BS公募のうち1系統。

中部エリアのブラックスタート機能調達未達への対応方針

- 中部電力パワーグリッドからは、「2029年度向けBS機能の調達方法」及び「2030年度向け以降のBS機能の調達方法」の対応方針について、以下のとおり、2案の提案があった。

中部電力パワーグリッドからの提案内容（概要）

<前提>

- 一部系統BSの実施に必要な主な要件は、2029年度向けブラックスタート機能募集要綱に照らすと、「①契約電源等の機能」及び「②契約電源等の運用」の2つであり、BS公募・契約を通じて、一般送配電事業者は①及び②を調達、BS機能提供事業者は①及び②にかかる費用を回収していくことになる。
- 今回調達未達となった系統における過去の契約事業者（以下、「過去の契約事業者」という。）が2029年度向け以降のBS公募に応札するためには、2028年度に「①契約電源等の機能」に関する一部設備の取替が必要となるが、将来的に当該系統が（系統対策工事の実施等により）募集対象外となった場合、改修費用（下図の費用A）が未回収となるリスクがあることから応札を見送った経緯があるため、一般送配電事業者が当該系統において確実にBS機能を調達するためには、過去の契約事業者にとって改修費用の確実な回収が見込まれることが前提となる。

	①契約電源等の機能	②契約電源等の運用	
費用A	(ア) 非常用発電機等 (イ) ガバナフリー運転機能 (ウ) 電圧調整機能	(ア) ブラックスタート機能の維持 (イ) 補修停止期間調整の応諾 (ウ) 復旧作業訓練 (エ) 不具合発生時の復旧対応	費用B (②+①の費用Aを除いた費用)
	契約電源等の機能に関する一部装置の取替について、過去の契約事業者が改修費用（費用A）の未回収リスクを懸念	BS機能を発揮するためには、既設設備の償却費用や契約電源等の運用にかかる費用が発生	



中部電力パワーグリッドからの提案内容（概要） ※前頁の続き

＜提案内容＞

【案 1】 2029年度向け以降、毎年度※随意契約を締結、随意契約の中で費用A・費用Bを支払い、①・②を長期的に調達

（※）例えば、償却期間が20年の場合、20年間随意契約を締結

調達方法	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度	2034年度・・・
随意	当年度分の費用A	当年度分の費用A	当年度分の費用A	当年度分の費用A	当年度分の費用A	当年度分の費用A
	当年度分の費用B	当年度分の費用B	当年度分の費用B	当年度分の費用B	当年度分の費用B	当年度分の費用B
公募	調達未達	実施しない				

【案 2】 2029年度向け随意契約で費用A全額及び当年度分の費用Bを支払い①・②を調達、2030年度向け以降は公募で①・②を調達

調達方法	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度	2034年度・・・
随意	費用A全額	随契なし				
	当年度分の費用B					
公募	調達未達	実施 (過去の契約事業者は、費用Aの未回収リスクがないため、費用Bに基づく価格で応札すると想定される)				

まとめ

- 広域機関における「BS機能の必要性」や「手段の有効性」の検討結果を踏まえ、中部電力パワーグリッドから提案があった、「2029年度向けBS機能の調達方法」及び「2030年度向け以降のBS機能の調達方法」の対応方針について、監視等委員会事務局において検討を行った。
- 前頁までの検討内容をまとめると、以下のとおり。

2029年度向けBS機能の調達方法について

- 2029年度向けについては、**公募を実施したうえで調達未達**となったこと、また、現時点で**公募要件に合致する電源は特定**されており、**期間的かつ地域的にも新規参入を見込むことは困難**であることから、**電源等の参加機会の公平性への配慮は不要**と考えられるため、**随意契約を認めることとしてはどうか。**
- なお、2029年度向けについては、コストの透明性・適切性の観点から、中部電力パワーグリッドに対して、相対交渉においてBS機能提供事業者の提示額の適切性を確認した上で、契約を行うことを求めるとともに、監視等委員会事務局において、契約価格及び相対交渉の内容等について厳正な事後監視を行うこととする。

2029年度向け随意契約の内容・2030年度向け以降の調達方法について

- **調整力公募ガイドラインに基づいた対応の観点から、中部電力パワーグリッドからの提案のうち、案2（2029年度向け随意契約で費用A全額及び当年度分の費用Bを調達し、2030年度向け以降は公募を実施）を認めることとしてはどうか。**
- なお、新規事業者が参入した場合、案2では、社会的なコストが増加する可能性があるが、今回調達未達となった一部系統については、山間部に位置することから、地域的にも新規事業者の参入の可能性は高いとはいえず、これまでも応札可能な発電事業者が過去の契約事業者のみであったことを踏まえれば、調整力公募ガイドラインに基づいた対応として、より望ましいと考えられる、案2を認めることとしたい。

(参考) 第14回制度設計・監視専門会合での委員ご指摘

○松田委員

個人的には、公募調達競争によってコストを低減するために行うものだと思っておりますので、競争を確保するためにコストが増大するというのは、ある種の本末転倒のような印象を受けております。本件に対する対応としては、あくまで公募調達という建付けを維持するというためにも、今回御提案いただいたとおりでよいと思っております。

他方で、そもそも公募を維持して重複投資を呼び込むということが、必ずしも経済的意味で望ましくないエリアや電源もあるのかもしれないと思いましたが、その点も別の議論としてあり得るのではないかと思います。

○五十川委員

この議論は何のために公募をやるのかという話に関わっているのではないかと思います。平等な機会を提供すること自体が重要なのか、効率的な調達が目的なのかという点です。今回は調達未達によって問題が顕在化していますが、そもそも sunk cost がある世界なので、これらが必ずしも一致しないということもあるという理解です。公平性がやはり重要なので、10ページの方式で今回進めるということであれば、それはそれでいいと思いますが、この点をどのように考えるべきなのか、整理がありましたら併せて伺いたいです。

○松村委員

このような、ある意味で供給できる事業者がかなり限られることが明らかになってきたものに対しては、事業者の提案で合理的な長期契約に移行するというようなことはあってもよいのではないかと。そのほうがはるかに効率的なのではないかと思います。さらに、そのような提案の機会が全ての事業者にオープンになっていけば、不透明だと考える必要もないと思います。

したがって、今までのような1年契約の公募に固執しなければいけないのかということを考えさせられる事例だったと私は受け止めています。この点については、このやり方に固執するのではなく、案1のような、ある種自然で合理的な契約が、競争的な調達という形を整えた上でできるような、そういう仕組みに変えていくほうが、全体としては効率的だし、これからもブラックスタートだけではなくて、本当に供給者が限られて、ある種1対1の契約にならざるを得ないときに、そこでむしろ協議によってコストを下げていく。プロポーザルを受けて、カウンターオファーを受けて、それで効率化していくというほうが合理的な調達になることもあり得るということに私たちは頭を切り替えて、今回のようなものに対応できるような制度に変えていくことをすれば、ほかのところにも応用がいろいろ効いて、最初は苦労するかもしれないけれども、意義も大きい。これはちゃん と考える価値のあるものだと思います。

いずれにせよ、今回の案2のような、セレモニーのようにこの後20年間ずっと、事業者が当該年のコストだけで落札していくというのを続けるというのは、ある意味でばかみたいなことを繰り返すことになってしまったという反省を毎年促すという点ではいいと思います。今後はもう少しやり方を考える価値があるのではないかと思います。

現在の特定地域立地電源の調達方法及び状況

- 現在、特定地域立地電源は**公募による単年度契約を基本**としている。これは、一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方（以下「調整力公募ガイドライン」という。）で示されている以下の考え方を受けてのもの。
 - ① 事前に公募要領等において、立地や機能等を要件等として設定することで、公募調達は可能であり、また、**公募調達の実施により、潜在的な応札者に情報が伝わることで、今後、新規の電源開発等が行われる場合に当該公募調達への応札を考慮した投資判断が可能となる**点も重要である。【調整力公募ガイドライン 4.（9）】
 - ② 現時点においては、旧一般電気事業者以外が保有する調整力を提供可能な電源等が多く存在しているとは言い難い状況であり、**公募調達の実施当初から、複数年に亘る契約が一般送配電事業者と発電事業者等との間で締結された場合、事実上、今後の新規の発電事業者等の参入を排除することとなり、競争を阻害する可能性がある**。このため、契約期間については、**長くても1年間とすることが望ましい**と考えられる。【調整力公募ガイドライン 4.（4）】
- 上記は、新規参入や競争の促進を期待した整理ではあるが、現在の形式でのBS公募が実施された2020年度以降、これまで6回の公募が実施されてきたが、応札事業者は東京エリアのみ2020年度から2022年度まで2社応札があったことを除き、**応札事業者は1社のみ**であり、**応札される発電所も毎年度固定**されている。
- また、一般送配電事業者によれば、新規事業者からの問合せについても非常に少なく、その後の**新規参入に向けた動きも確認されていない**状況。

(参考) 調整力公募ガイドライン抜粋

4. 公募調達実施時

(4) 契約期間に関する事項

①契約期間について

(電源 I・II)

「4. (1) 調整力の必要量に関する事項」で記載したとおり、長期契約、短期契約を適切に組み合わせて調整力を調達することで、安定供給とコストの適切性・効率性を確保することが望ましい。しかし、具体的な契約期間については、短期契約による調達が必要となった原因や、公募調達の手続きを実施する上での実質的な対応の可否等の、一般送配電事業者側の状況によって異なる。また、実際に入札が成立するかという観点では、電源等に契約期間に亘って調整力を抛出可能な余力があるかという物理的な制約に加え、投資回収をする上での経営判断も影響する。

このように、どの程度の契約期間が適切であるかについては、様々な要因を総合的に勘案して決定する必要があることから、一律に設定することはできないため、公募調達の都度、一般送配電事業者が適切な期間を設定するとともに、その設定の根拠について公募要領等で説明することが望ましいと考えられる。

ただし、現時点においては、旧一般電気事業者以外が保有する調整力を提供可能な電源等が多く存在しているとは言い難い状況であり、公募調達の実施当初から、複数年に亘る契約が一般送配電事業者と発電事業者等との間で締結された場合、事実上、今後の新規の発電事業者等の参入を排除することとなり、競争を阻害する可能性がある。このため、契約期間については、長くても1年間とすることが望ましいと考えられる。 (以下略)

(9) 特定地域に立地していることが必要な電源等

(電源 I)

一般送配電事業者は、アンシラリーサービスとして、供給信頼度を確保する必要があるため、そのためには、電圧を維持するために必要な電源やブラックスタート機能を有する電源など、通常の周波数制御・需給バランス調整業務に必要な調整力とは異なる機能を有する電源等が必要となる。

このような特殊な電源等については、応札可能な発電事業者等が限定されていることから、公募調達ではなく、相対取引による調達を行う方が事務コストの面から効率的となる可能性がある。しかしながら、事前に公募要領等において、立地や機能等を要件等として設定することで、公募調達は可能であり、また、公募調達の実施により、潜在的な応札者に情報が伝わることで、今後、新規の電源開発等が行われる場合に当該公募調達への応札を考慮した投資判断が可能となる点も重要である。

これらの点を考慮すると、供給信頼度確保のための特殊な電源等についても、調達に当たっては公募調達を行うことが望ましいと考えられる。

(参考) 2024～2029年度向けBS機能公募の応札実績

- 一般送配電事業者各社において整理した2024～2029年度向けBS機能公募の応札実績は下表のとおり。

	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州
BS対象発電所・ユニット(基幹系)	A発電所 1G・2G、 B発電所 1G	A発電所 1G・3G B発電所 1G・3G C発電所 1G・2G	全系統(東)： A発電所_事業者A E発電所_事業者I 全系統(北)： B発電所_事業者A F発電所_事業者I 全系統(南)： C発電所_事業者A 全系統(西)： D発電所_事業者A	A発電所 1G～6G B第一・第二発電所	A発電所 1G・2G B発電所 1G・2G	A発電所 1G・2G B発電所 5G C発電所 3G・4G	A発電所 1G～4G B発電所 1G C発電所 1G・2G	A発電所 1G、2G B第一・第二発電所	A発電所 1G・2G B発電所 1G・2G
応札事業者数	1事業者	1事業者	2024～2026： 2事業者 2027～： 1事業者	1事業者	1事業者	1事業者	1事業者	1事業者	1事業者
RFC時の新規事業者からの問い合わせ	BS応札実績のない事業者から技術検討申込について問い合わせあり。問い合わせ後2年経過するも技術検討申し込みはない。	無	無	RFC外で個別に旧一電以外から問い合わせあったが、その後特段の動きなし。	無	無	無	無	無

※RFCとは、例年、公募開始前に実施する公募要綱案についての意見募集のこと。

(参考) 2024～2029年度向けBS機能公募の未達実績

- 一般送配電事業者各社において整理した2024～2029年度向けBS機能公募の未達実績は下表のとおり。
- 調達未達となった理由は各エリアによって異なるが、2025年度向け以降、調達未達となった系統数は増加。

2024～2029年度向けBS機能公募の未達実績

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	未達理由	未達への対応
北海道エリア		1系統	1系統	2系統	2系統	2系統	BS機能保有電源が更新工事中であり、応札のための最低保証額等の費用算定が困難であるため、応札を見送ったことによるもの。	随意契約
東北エリア					2系統	2系統	発電所のメンテナンス作業の計画が2028年度後半以降（期間6ヶ月程度）で検討されていることから応札不可によるもの。	随意契約
中部エリア						1系統	2028年度にBS機能の回収が必要となるが、2030年度以降を対象としたBS公募において、当該系統が募集対象外となった場合、BS機能設備費用を回収できないため、応札を見送ったことによるもの。	随意契約

(※) 北海道エリアの未達系統数には、第81回制度設計専門会合で報告した「公募実施後に募集対象の見直しに伴い新たに調達が必要となった系統」等は含んでいない。

事業者の意見

- 特定地域立地電源公募に関して、過去の応札事業者にヒアリングしたところ、公募が単年度契約であることに関して、以下のような意見があった。
 - ① BS機能提供に必要な設備は当該機能のみのために保有する設備であるため、BS公募で費用回収すべき性質のものであるが、**投資以降に不落札が生じた場合、サunkコストとなる**。このため、新規投資や設備更新をしてまで応札するインセンティブがない。
 - ② オーバーホール等の実施により年度の大部分を停止する必要がある場合、**現状の単年度公募では対象年度に稼働できない場合は応札することができず、未回収費用が発生する可能性がある**。
- 結果として、固定的な応札状況とならざるを得ず、これらが設備更新を迎えると、中部エリアと同様の事象が生じ、将来的に必要な調整力が提供されない事態を招く可能性がある。

今後の調達方法について

- 現在の単年度契約を前提とした特定地域立地電源公募の状況は、調整力公募ガイドラインで示された考え方（公募調達の実施により、潜在的な応札者に情報が伝わることで、今後、新規の電源開発等が行われる場合に当該公募調達への応札を考慮した投資判断が可能となるという考え方）とは、必ずしも一致しない面がある。
- こうした状況を踏まえれば、特定地域立地電源の調達方法としては、**現在の単年度契約を前提とするのではなく、今後、複数年契約を前提とした公募を実施することも一案として考えられるか。**
- また、BS機能提供に必要な設備はBS機能契約でしかコスト回収ができないため、2029年度向けBS公募における中部エリアのような事案が、今後顕在化してくる可能性がある。
- 中部エリアの事案では、BS機能の改修費用全額と当年度分の運用費用を2029年度分向けの契約対象として随意契約を行い、2030年度以降はこれまでどおり単年度公募を実施することと整理した。他方、BS公募への応札事業者が固定的な状況においては、単年度公募を継続することが効率的とはいえないケースも考え得る。このようなケースでは、**契約の必要性や妥当性を検証した上で、BS機能提供事業者のプロポーザル等に基づき、複数年契約を前提とした随意契約とすることも考えられるか。**

今後の進め方

- 本日いただいた御意見を踏まえ、特定地域立地電源の調達方法について、引き続き検討していくこととしたい。